

# 設計変更ガイドライン

平成30年3月 策定

三浦市 契約課

## —目 次—

1. 設計変更ガイドライン策定の背景と目的	1
(1) 公共請負工事の特徴	1
(2) 設計変更の現状	1
(3) 策定の目的	1
2. 設計変更の基本的な考え方	1
3. 設計図書の確認と手続き	2
4. 発注者・受注者の留意事項	4
(1) 発注者の留意事項	4
(2) 受注者の留意事項	4
5. 設計図書の照査	6
(1) 設計図書の照査とは	6
(2) 照査の結果により問題点が見つかった場合	6
(3) 設計図書の照査項目及び主な内容	6
(4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの	7
6. 設計変更の対象となるケース	8
(1) 図面と仕様書等が一致しない	9
(2) 設計図書に誤謬または脱漏がある	10
(3) 設計図書の表示が明確でない	11
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	12
(5) 予期することの出来ない特別な状態が生じた	13
(6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	14
(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	15
7. 設計変更の対象とならないケース	16
8. 仮設における「指定」と「任意」の使い分け	17
(1) 基本的な考え方	17
(2) 指定仮設	17
(3) 任意仮設	17
(4) 仮設の設計変更の留意点	17
9. 施工条件明示	20

### 参考資料

[資料1] 三浦市工事請負契約約款（抜粋）

[資料2] 設計図書の照査項目及び内容（参考例）

## 1. 設計変更ガイドライン策定の背景と目的

### (1) 公共請負工事の特徴

公共工事は、個別に設計された様々な目的物を、個々に異なる現場条件、環境の下で完成させなければなりません。

また、不可視部分等については、事前調査では発見できなかったことが起こりうる可能性が想定されます。

このような現場条件や環境の変化などに柔軟に対応するためには、設計内容の前提条件を明示するとともに、自然的または人為的な条件による変更事項をあらかじめ想定し、条件明示することにより円滑な設計変更に備えることが重要です。

### (2) 設計変更の現状

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて工期や請負代金額の変更が必要となる場合があります。

しかし、条件明示の内容不足により本来設計変更の対象になるべき事項を対象外としたり、口頭のみでの協議から、設計変更の段階で意見が食い違い変更に反映しない恐れがあるほか、現場条件が当初の想定に対して大きく乖離していたにもかかわらず「任意仮設」であるがために変更しない等、発注者と受注者との間でトラブルが発生することが考えられます。

### (3) 策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者が相互に正しい設計変更のルールについて理解しておく必要があることから、設計変更における課題と留意点を「設計変更ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）として取りまとめました。

なお、本ガイドラインは、工事に携わる技術者に対して、一般的な考え方を示すものです。

## 2. 設計変更の基本的な考え方

工事の設計積算は、現場の自然的条件、社会的条件、施工時期など、施工に影響を与える様々な内容を、設計時点で出来る限り想定した上で行うものであり、工事の施工は、これにより作成した設計図書に基づいて実施すべきですが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損なわない範囲において、設計内容の変更を行います。その結果、工期や請負代金額に変更が生じた場合は、契約変更により対応します。

設計の条件変更等に関しては、契約約款第18条及び第19条に規定されており、発注者及び受注者は、これらの規定に従って手続きを進める必要があります。

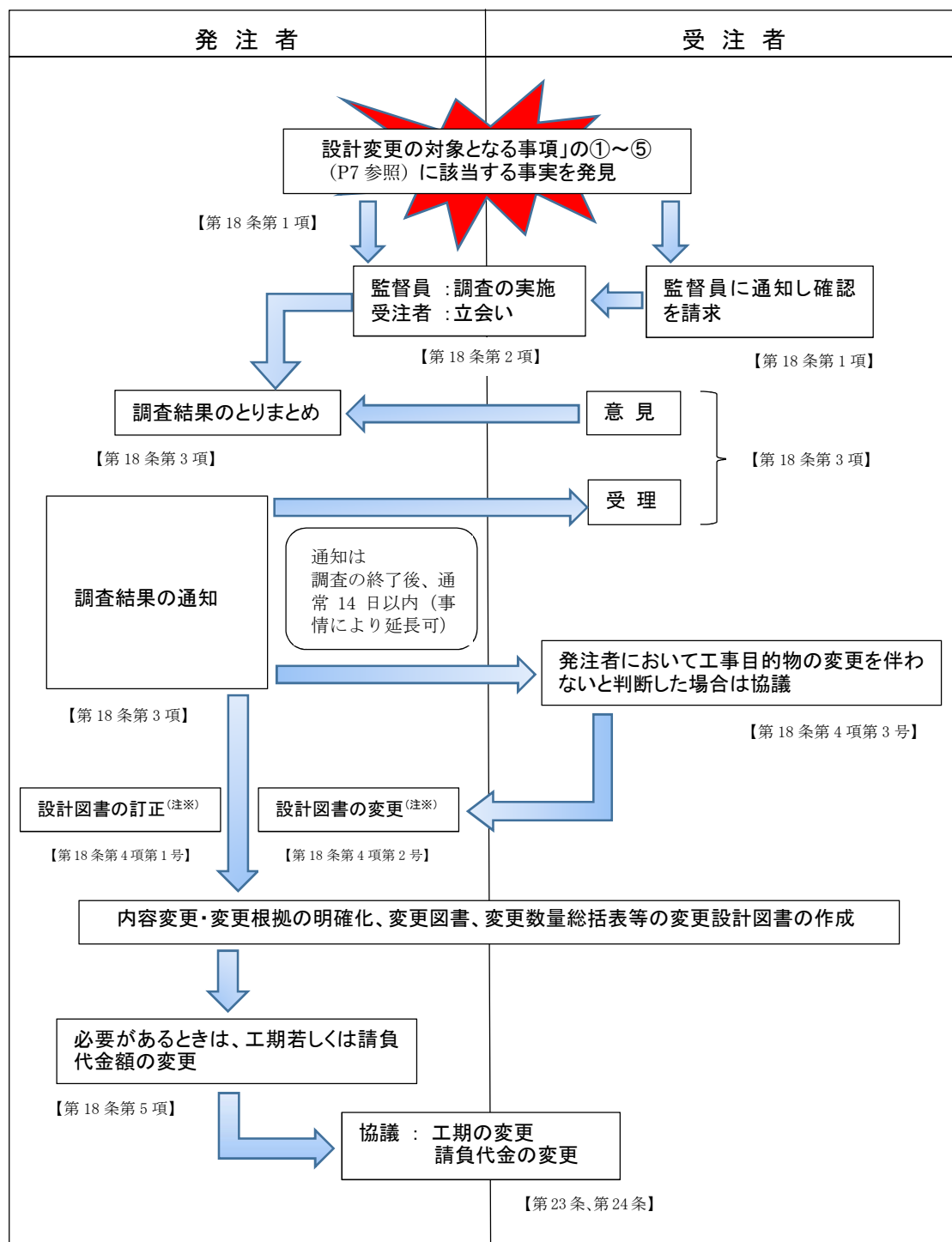
## 3. 設計図書の確認と手続き

契約約款第18条により、受注者は工事の施工に当たり、同条第1項の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければなりません。

契約約款第18条第1項の各号の内容については、「6. 設計変更の対象となるケース」の中で、詳しく解説しています。

同条の規定に従った手続きの進め方は、次頁のフロー図のとおりとなります。

## 設計変更の手続きフロー



(注※) 設計図書の訂正：契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から 3 号に該当する場合

設計図書の變更：契約約款第 18 条第 4 項、5 号に該当する場合

※なお、契約變更については、「工事等内容変更指示書」により変更内容を指示し、全体数量が確定した後に行うことがある。

## 4. 発注者・受注者の留意事項

### (1) 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従って実施されるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は、受注者に対して書面により指示を行わなければなりません。

また、工事目的と関係のない工種の追加や、別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示する権限はありません。これらは全て協議によることとなります。適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示，協議等は書面で行う。  
(契約約款第1条第5項)
- 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う。  
(契約約款第18条第2項)
- 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議のうえ決定する。  
(契約約款第23条、第24条)
- 工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。
- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合は、一工事の設計変更を行う際に関連するその他の工事についても設計変更に係る事由が発生する可能性があるため、その他の工事の設計変更について併せて検討する。

### (2) 受注者の留意事項

受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたっては、発注者の意図，設計図書，現場条件などを事前に確認する必要があります。

また確認した内容も踏まえ、受注者が任意で定める範囲を含めた施工内容等を具体的に施工計画書に記載して工事着手前に提出し、これを遵守して施工しなければなりません。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な通知、報告等は書面で行う。  
(契約約款第1条第5項)
  
- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど、施工する上で疑義が生じた場合は、速やかに監督員に通知する。  
(契約約款第18条第1項)
  
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その内容について、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する。(独自の判断で施工しない。)
  
- 協議を求める場合は、協議理由及び協議内容を発注者が確認できるよう、必要となる資料を整えて、書面により行う。

## 5. 設計図書の照査

### (1) 設計図書の照査とは

#### ア 土木工事の取扱い

「設計図書の照査」とは、発注者から受領した設計図書の内容に沿って工事を実施した場合に、そのままでは工事の目的を達成できないような不備、問題点が無いか確認することです。

具体的には、神奈川県土木工事共通仕様書（1-1-1-3「設計図書の照査等」）に規定されているとおり、受注者が施工前及び施工中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に該当する設計図書の問題点の存在の有無を確認することです。

#### イ 建築工事の取扱い

建築物等を建築、改修する工事（以下「建築工事」という。）においては、受注者は、設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議することとなっています。

建築工事における「監督職員と協議」とは、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（1章1節1.1.2用語の定義(5)）では、「協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すこと」と規定されています。具体的には、公共建築工事標準仕様書（1.1.8「疑義に対する協議等」）に規定されているとおりです。

協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約約款第18条の規定によります。

### (2) 照査の結果により問題点が見つかった場合

受注者は、当初設計等に対して契約約款第18条第1項に該当する事実が発見された場合、速やかに監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとします。また受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、これに従わなければなりません。

また、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としません。

### (3) 設計図書の照査項目及び主な内容

受注者が行うべき設計照査の主な内容について、具体的な参考例を巻末〔資料2〕に



示しています。

設計図書の照査によって、次項に示すような計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合は、発注者の責任において発注者の費用負担の基に行うものとなります。

#### (4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、下表のものが想定されます。

##### 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

①	現地測量の結果、横断図全てを新たに作成し直す必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの
②	施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴い、横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
③	現地測量の結果、排水路計画を新たに策定し直す必要があるもの。または土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの
④	構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
⑤	構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
⑥	現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。)
⑦	構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
⑧	試験杭等により基礎杭が変更となる場合で、構造計算及び図面作成が必要となるもの
⑨	土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合で、構造計算及び図面作成が必要となるもの
⑩	「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計
⑪	構造物の応力計算書における計算入力条件の確認や、構造物の応力計算を伴う照査
⑫	設計根拠まで遡る見直しや、必要となる工費の算出
⑬	新設舗装工事の再設計 (現況 CBR に合わせた舗装構成の再設計が必要となるもの)

## 6. 設計変更の対象となるケース

契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は、契約約款第18条（条件変更等）に、発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更は、契約約款第19条（設計図書の変更）に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止については、契約約款第20条（工事の中止）で規定しています。

このことから、設計変更の対象となる主な事項は下表のとおりです。

### 設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約約款	具体例
① 図面と仕様書等が一致しない。	第 18 条第 1 項第 1 号	P. 9
② 設計図書に誤謬または脱漏がある。	第 18 条第 1 項第 2 号	P. 10
③ 設計図書の表示が明確でない。	第 18 条第 1 項第 3 号	P. 11
④ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない。	第 18 条第 1 項第 4 号	P. 12
⑤ 予期することのできない特別な状態が生じた（設計図書で明示されていない施工条件について）。	第 18 条第 1 項第 5 号	P. 13
⑥ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	第 19 条	P. 14
⑦ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第 20 条	P. 15

上記以外にも契約約款では、支給材料及び貸与品（第 15 条）、設計図書に不適合な場合の措置等（第 17 条）などにおいて、設計変更する場合があることを規定しています。

しかし、上表にあてはまる場合であっても、設計変更の基本的な考え方の範囲を越える場合は、設計変更により対応することはできません。

また、発注者の指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経ない場合も、設計変更により対応することはできません。

## (1) 図面と仕様書等が一致しない

受注者は、図面と仕様書等が一致しない場合、監督員に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求します。

[例]

- ◆ 図面と仕様書等の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ◆ 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

(受注者)

契約約款第18条(条件変更等)第1項に基づき、その旨を直ちに監督員に通知し、監督員の確認を請求する。



(発注者)

第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(受注者及び発注者)

第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

## (2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)または脱漏(だつろう)がある

受注者は信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、対して発注者は、それが本当に誤っている場合には、設計図書を訂正する必要があります。また、設計図書に誤謬または脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して誤謬または脱漏部分を訂正してもらう必要があります。

発注者は、国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長より平成14年5月30日付け国営計第24号「施工条件明示について」の通知に基づいて、設計図書の中で条件を適切に明記する必要があります。

[例]

- ◆ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- ◆ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ◆ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。
- ◆ 同一工事現場の建築、電気設備及び機械設備の各設計内容の整合がとれていない。

(受注者)

契約約款第18条(条件変更等)第1項第2号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(受注者及び発注者)

第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

### (3) 設計図書の表示が明確でない

設計図書の表示が明確でないとは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことです。

この場合においても、受注者が勝手に判断して施工することは不適當となります。

[例]

- ◆ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確
- ◆ 水替工の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない。

(受注者)

契約約款第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第 3 号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第 4 項, 第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正または変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示) を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(受注者及び発注者)

第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

(4) 設計図書に示された(自然的又は人為的な)施工条件と実際の工事現場が一致しない

自然的条件とは例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無や量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無などをいいます。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、工事に関する法令等が挙げられます。

[例]

- ◆ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- ◆ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。
- ◆ 設計図書に明示された交通誘導警備員の配置人数等が規制図と一致しない。
- ◆ 設計図書に明示されたアスベスト含有建材と現場条件が一致しない。
- ◆ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。

(受注者)

契約約款第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第 4 号に基づき、設計図書の条件明示 (当初積算の考  
え) と現地条件とが一致しないことを直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は、第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図  
書の変更を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、また  
は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(受注者及び発注者)

第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

## (5) 予期することの出来ない特別な状態が生じた

設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたことをいいます。

設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求します。

[例]

- ◆ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ◆ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ◆ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

(受注者)

契約約款第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第 5 号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は、第 4 項, 第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(受注者及び発注者)

第 23 条, 第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

## (6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更

発注者は、住民要望や周辺環境等の与条件を検討した上で、工事を発注していますが、工事着手までの状況変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができます。

[例]

- ◆ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ◆ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ◆ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ◆ 施設の維持管理または利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

(発注者)

契約約款第 19 条 (設計図書の変更) に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。



(受注者及び発注者)

第 23 条, 第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。



## (7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止

受注者の責めに帰することができない事由により、工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じなければなりません。

また、工事を一時中止したことにより、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持しておく必要が生じたり、労働者、建設機械器具等を保持するための費用が生じるなど、工事の施工の一時中止に伴う増加費用が発生した場合は、発注者が工期、請負代金額を変更して、必要な費用を負担しなければなりません。

[例]

- ◆ 工事用地が確保できる前提で発注したが、建物等の除却が間に合わなくなった。
- ◆ 豪雨により現場への進入路の法面が崩落し、乗り込みが出来なくなった。
- ◆ 工事着手直前に、地元から一部の計画の見直し要望が提出され、検討に要する期間が必要になった。

(発注者)

発注者は、契約約款第 20 条（工事の中止）に基づき、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。



(発注者)

発注者は、同 3 項の規定により、工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、必要な費用を負担しなければならない。

## 7. 設計変更の対象とならないケース

下記の場合においては、原則として設計変更できません。(ただし契約約款第 26 条 (臨機の措置) での対応の場合は除く。)

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

受注者は、契約約款第 18 条第 1 項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面 (工事記録等) により監督員に提出し、確認を求める必要がある。

- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合

協議の回答は、発注者が契約約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内に行うこととなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

- ③ 「承諾」で施工した場合

ここでいう承諾とは、受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等の場合は契約約款第 18 条による確認をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

- ④ 契約約款・神奈川県土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書 (国土交通省官庁営繕部) に定められている所定の手続を経ていない場合 (契約約款第 18 条～24 条、共通仕様書 1-1-1-13～1-1-1-15、標準仕様書 1.1.8～1.1.10)

発注者及び受注者は、通知・協議・指示・確認など、所定の手続を経て契約変更に至る必要がある。

- ⑤ 正式な書面によらない事項 (口頭のみ指示・協議等) の場合 (共通仕様書 1-1-1-2 21、標準仕様書 1.1.2)

発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。

## 8. 仮設における「指定」と「任意」の使い分け

### (1) 基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則となります。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができます。

このように、「指定」と「任意」の考え方は、工事の設計(積算)全般に共通する考え方ですが、特に仮設において、いずれに当たるのかを受注者双方で確認しておくことが、役割の明確化につながります。

契約約款第1条第3項により、発注者の指定事項以外（設計図書に指定されていない場合）は、工事实施の手段、仮設物等は、受注者の裁量の範囲としてみなされます。

### (2) 指定仮設

関係官公署等との協議や第三者との調整等により、「施工方法等」を特に指定する必要がある場合は、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定します。

[指定する場合の事例]

- ◆ 関係官公署との協議により制約条件のある場合
- ◆ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- ◆ その他、環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ◆ 他の工事等に使用するため、仮設物を工事完成後も存置する必要がある場合等

### (3) 任意仮設

発注者は設計図書等に、仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみを明示します。工事の設計(積算)上は、当該条件に基づき、発注者の判断による仮設工を適切に計上します。

受注者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全性の確認や経済性等、必要な検討を行い施工します。

### (4) 仮設の設計変更の留意点

任意仮設は、原則として設計変更の対象としません。ただし、設計図書に明示された「施工方法等」を選定するために必要な条件について変更が生じた場合は、設計変更の対象となります。

指定仮設は、受注者の裁量の余地が認められないため、現場で施工する構造、規格、寸法、工法等のすべてが設計変更の対象となります。

### 【留意事項のまとめ】

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注者においては発注の際、任意と指定の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている（変更の対象としない）。



発注者（監督員）は、任意の主旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要

#### （任意施工における不適切な対応例）

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・新技術の活用について、受注者から活用の申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

【指定と任意の考え方】

項目	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。	施工方法等について具体的には指定しない(※1)。
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正と提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
その他	<p>&lt;指定仮設とすべき主な事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合</li> <li>・仮設構造物を一般交通に供する場合</li> <li>・関係官公署との協議により制約条件のある場合</li> <li>・特許工法または特殊工法を採用する場合</li> <li>・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合</li> <li>・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設</li> </ul>	

※1 発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがあります。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては受注者を拘束するものではありません。

ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合があります。

## 9. 施工条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で可能な限り明示するものとしています。受発注者間での積算額に大きな差異が発生する原因の1つが、この施工条件の明示が適切に行われていないことに起因しており、発注者は契約上の信義として、判明している条件をもれなく明らかにしておく必要があります。

以下に各工事に応じた主な明示事項を掲げていますが、これ以外にも、積算額に影響のある条件が判明している場合は、適宜明示事項を追加します。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、受発注者の協議により適切に対応する必要があります。

### 【土木工事の明示項目及び明示事項】

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され、当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li> <li>5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期</li> <li>6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li> <li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li> <li>3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> <li>3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li> <li>4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>

安全対策 関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と、近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合、または発破作業等に制限がある場合は、その内容</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路 関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</li> <li>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置または撤去）</li> <li>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol> </li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物 関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件</li> <li>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件 なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</li> </ol>
工事支障 物 件 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</li> </ol>
薬液注入 関 係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</li> <li>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</li> <li>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> <li>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</li> </ol>

【建築工事の明示項目及び明示事項】

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期</li> <li>2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</li> <li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</li> <li>5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</li> <li>2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>4. 交通誘導警備員の配置を指定する場合、その内容</li> <li>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li> <li>(2) 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> </ol> </li> <li>2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</li> </ol> </li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</li> <li>2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</li> </ol>



工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等における占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2. 地上、地下等の占有物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</li> </ol>
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用</li> <li>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</li> </ol>
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</li> <li>2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事現場発出品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等</li> <li>2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</li> <li>3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</li> <li>4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</li> <li>6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</li> </ol>

※ 建築工事において、建物を使用しながら改修工事を実施する場合は、多様な制約を踏まえ、必要に応じて工程に関する施工条件を設定し、工程に影響を及ぼす施工手順を明らかにしておく必要があります。

- ① 特定の条件が付され当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合  
→(記載内容例)作業可能日・時間、施工手順等を示す。
- ② 工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合  
→(記載内容例)作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。

## 参 考 资 料

## 三浦市工事請負契約約款(抜粋)

## (総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の設計書、仕様書、図面及びこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

## (支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

## (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、仕様書、図面及びこれらに対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項各号の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又、は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

## 設計図書の照査項目及び内容〔参考例〕

国土交通省 土木請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)から抜粋

No.	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項に不足がないかの確認
		1-2	「土木工事条件明示の手引き(案)」における明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ポイリングが起きない事を検討し確認したか
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4	地質調査報告書は整理されているか ・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認(圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)
		2-6	測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認
		2-7	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8	設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料があるか
		2-12	設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認
		3-5	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認

No.	項目	主な内容	
3	現地踏査	3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認
		3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両抗口間の基準点との相互関係を確認
		3-10	道路管理台帳及び占有者との現地確認
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認
		3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がないか施工前に確認
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査
3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認		
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認(水位、設計条件、地質条件、建築限界等)
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認(法線、築堤護岸、付属構造物等)
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6	構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)

No.	項目	主な内容	
4	設計図	4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図)</li> <li>・構造図と配筋図</li> <li>・構造図と仮設図</li> <li>・下部工箱抜き図と付属物図(支承配置図、落橋防止図等)</li> <li>・本体と付属物の取り合い等</li> </ul>
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚</li> <li>・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置)</li> <li>・使用材料</li> <li>・その他</li> </ul>
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3	横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象





三浦市設計変更ガイドライン

平成30年3月

三浦市総務部契約課

三浦市城山町1番1号

TEL 046(882)1111